

令和 2 年 7 月 1 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03284

研究課題名（和文）地方自治の本旨に根ざした自治体破綻法制の構築

研究課題名（英文）Establishment of Municipal Financial Distress Law Based on the principle of Local Autonomy

研究代表者

今本 啓介（Imamoto, Keisuke）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：10374761

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：北海道夕張市での財政破綻の問題や、地方分権21世紀ビジョン懇談会において地方債の自由化や再生型破綻法制の整備が想定されていることを踏まえ、地方分権21世紀ビジョン懇談会が念頭に置いていたと思われるアメリカ合衆国における連邦倒産法第9章の手續がいかなる経緯で創設されたか、連邦倒産法第9章の手續が創設時に特に連邦憲法との関係でどのような問題があったか、連邦倒産法第9章の手續がニューヨーク市の財政破綻の際に用いられなかった背景、現在の連邦倒産法第9章の手續の問題点について明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、アメリカ合衆国の連邦倒産法第9章の手續を中心に、アメリカ合衆国の自治体破綻法制について検討を行った。デトロイト市の連邦倒産法第9章の手續の申立てについては人口に膾炙するところであるが、その制度的な問題についてはわが国ではあまり知られておらず、わが国と違い自治体の債務調整が認められるアメリカ合衆国の連邦倒産法第9章の手續を検討することは、特に地方において人口減少、少子高齢化が進み、全国の地方公共団体の財政状況が悪化する中、夕張市において行われている財政再生団体としての財政再建の他にどのような手段があるかを検討するうえで有意義であると考えている。

研究成果の概要（英文）：Based on the financial distress problems in Yubari City in Hokkaido and designing of the deregulation of local bonds and the system of bankruptcy law aimed to rehabilitate, I discussed the history of the Chapter 9 of the Bankruptcy Code in the United States, the relationship between the Chapter 9 and the Constitution, the reason why the procedure of the Chapter 9 was not used in the financial distress in New York City and the problem of the Chapter 9 in the present time.

研究分野：行政法 地方自治法 租税法 財政法

キーワード：自治体破綻法制 連邦倒産法第9章 地方公共団体財政健全化法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、北海道夕張市での財政破綻の問題や、地方分権 21 世紀ビジョン懇談会において地方債の自由化や再生型破綻法制の整備が想定されていることを踏まえ、自治体財政に対する統制のあり方、自治体破綻法制のあり方について検討する必要があることから着想を得た。

研究開始当初は、2013 年にデトロイト市が連邦倒産法第 9 章の手続を申し立てたことがわが国でも注目されていた。この手続は、それまでその手続の困難さから従来ほとんど用いられていなかったが、近年大都市によっても利用されることが増えているところであった。ただ、連邦倒産法第 9 章の手続をめぐっては、アメリカにおいても賛否が分かれ、また連邦倒産法第 9 章の手続自体の問題についても指摘されているところであった。そのため、わが国が債務調整を含めた再生型破綻法制を構想するにあたっては、まず債務調整が認められるアメリカの制度を検討する必要があると考えた。

2. 研究の目的

当初の研究目的は次の通りである。

(1) これまで十分に行っていなかった連邦倒産法第 9 章の手続が創設される前に、自治体の財政破綻の際にどのような救済手続があったかについて、さらに研究を進めることにより、現在連邦倒産法第 9 章の手続があるアメリカでは、自治体がどのようなものとして考えられていて、そのような自治体観が自治体の財政破綻時の対応に対してどのような影響を与えているかについて明らかにすること。

(2) 州による関与、介入の特色のある制度についてより詳細に明らかにすること。具体的には、一部の州で導入されている財産保全管理 (receivership) の制度など、未だ十分に検討していない興味深い制度について検討すること。

(3) 連邦倒産法第 9 章の手続をめぐるとの論争について今一度概観し、アメリカにおける議論の状況をさらに明らかにすること。

(4) 自治体に破産能力の有無について検討をすること。

3. 研究の方法

所属している新潟大学を拠点に行った。新潟大学には、新潟大学附属図書館や新潟大学法学部内の資料室があり、また、学内では公法研究会が定期的に関催されていることから、この研究会において積極的に報告を行い、同僚を中心とする参加者から示唆を得た。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果

アメリカ合衆国における連邦倒産法第 9 章の手続がいかなる経緯で創設されたか、連邦倒産法第 9 章の手続が創設時に特に連邦憲法との関係でどのような問題があったか、連邦倒産法第 9 章の手続がニューヨーク市の財政破綻の際に用いられなかった背景、現在の連邦倒産法第 9 章の手続の問題点について明らかにした。特に、連邦倒産法第 9 章の手続においては、申立要件において当該自治体が支払不能であるとされることや、当該自治体が債務調整計画の策定に際して誠実に交渉したことが定められるが、このような要件が課されることによって、申立てが時機に遅れることがあること、支払不能であることの認定が困難であること、呑み込ませ条項 (cram down) により無担保債権者は優先順位で劣後し、自治体職員や住民が不利に扱われること、裁判所は自治体の政治的行政的権限を妨げてはならないことから、自治体に対する統制が不十分であることが問題としてあげられることを明らかにした。今本啓介「アメリカ合衆国における自治体破綻法制の現状と課題(1) 連邦倒産法第 9 章(チャプターナイン)の手続を中心に」法政理論 50 巻 1 号(2018 年)177~208 頁、今本啓介「アメリカ合衆国における自治体破綻法制の現状と課題(2) 連邦倒産法第 9 章(チャプターナイン)の手続を中心に」法政理論 51 巻 2 号(2018 年)1~40 頁、今本啓介「アメリカ合衆国における自治体債務調整手続の現状と課題」税研 192 号(2017 年)27~32 頁参照。

アメリカ合衆国における連邦倒産法第 9 章の手続に関連する問題として、州の倒産能力に関する最近の議論について紹介した。今本啓介「アメリカにおける州の財政破綻と倒産能力：連邦倒産法第 9 章の手続の州への導入に関する議論について」法政理論 50 巻 3-4 号(2018 年)281~329 頁参照。

州による関与、介入について、特に、州が任命する権限代行者(receiver)や州の設置する財政統制委員会(financial control board)ないし権限代行委員会(takeover board)が、自治体の権限を代行する州による自治体の権限代行(takeover)の制度について導入的に検討を行った。特にアメリカにおいては、倒産は連邦の権限とされており、自治体の統制が州の権限とされていることから、連邦倒産法第 9 章の手続との関係や連邦倒産法第 9 章の手続といずれが望ましいか、州に倒産の権限を認めるべきかという問題があることを明らかにした。今本啓介「自治体破綻法制の今後の方向性 米国の議論を踏まえて」法律時報 91 巻 12 号(2019 年)46~53 頁参照。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

主に地方財政学者により研究が進められている自治体破綻法制の研究を法学者が進めた点でインパクトがあると考えている。特に、アメリカの制度は倒産法の分野にもなることから、債務調整の持つ意味、限界を明らかにした点では一定の成果を出したと考えている。

(3) 今後の展望

アメリカの連邦倒産法第 9 章の手續の今日的問題について、州の自治体の権限代行等を踏まえた上で、さらに検討する必要があると考えている。また、財政破綻への対応として、アメリカでは自治体の解散(カウンティと市等の二層的な自治体に属することを解消して、カウンティのみの一層的な州の出先機関的な自治体にのみ属することとする)が増えているが、このことについての検討を進めてゆく必要があると考えている。

今回の研究を機会に、エセックス大学とアリゾナ州立大学の共同研究「公的団体の財政破綻」に参加することとなり、今後は自治体破綻法制について、とくにイギリスも比較対象として進めてゆく必要があると考えている。

将来的には、国の財政破綻時の対応も念頭に、主権免責以外の選択としての州への連邦倒産法第 9 章の手續の適用について検討を進めてゆく必要があると考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 今本啓介	4. 巻 50-1
2. 論文標題 アメリカ合衆国における自治体破綻法制の現状と課題（2）：連邦倒産法第9章（チャプターナイン）の手続を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 1-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 今本啓介	4. 巻 50(1)
2. 論文標題 アメリカ合衆国における自治体破綻法制の現状と課題（1） 連邦倒産法第9章（チャプターナイン）の手続を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 177-208
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 今本啓介	4. 巻 50(3=4)
2. 論文標題 アメリカにおける州の財政破綻と倒産能力 連邦倒産法第9章の手続の州への導入に関する議論について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政理論	6. 最初と最後の頁 281-329
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 今本啓介	4. 巻 192
2. 論文標題 アメリカ合衆国における自治体債務調整手続の現状と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 27-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 今本啓介	4. 巻 91(12)
2. 論文標題 自治体破綻法制の今後の方向性 米国の議論を踏まえて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 46-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----